

# 1. 市民参加で創る教育

## (1) 中央集権体制からの脱却を早急に

日本の社会全体において、これまでの構造・意識（日本型システム）の変革が必要となっている。教育・文化・スポーツの面においても然りである。ではその変革とは何か。それは、中央集権的、閉鎖的で、規制力の強い行政機構を、地方分権的で、地域に開かれた、市民参加が保障されたものへと転換することである。また、会社中心、男性中心、健常者中心、成年中心の、とかく集団主義的な社会のありようを根本的に見直すということである。

明治以降、文部省が中央集権的に舵をとってきた日本の教育・文化・スポーツは、もはや、各自治体・地域における営みとして再出発することなくして、その再生や発展がありえない段階に達している。子どもたちのいわゆる「問題行動」や「不登校」などに象徴される今日の教育の限界、衰退を余儀なくされがちな地域の伝統・生活文化、勝利至上主義がまん延するスポーツは市民の「ゆとりと豊かさのある暮らし」には決して結びつくどころか、むしろそれを阻害さえしているのである。本来、地域社会の共通社会資本である教育、子育て、文化活動、生涯学習・スポーツといった営みは、地域社会とそこで展開される生活に即して行われてこそ豊かな内実を創り出すものである。

それゆえ地方分権推進委員会・くらしづくり部会「中間報告」(1996年3月15日)が指摘しているように、教育・文化・スポーツという人々の「暮らし」に直結している営みにかかる行政は、①身近な現場の大切さ、②協同と支え合い、③細やかな配慮、④創意工夫と迅速さ、⑤総合化が必要なので此のためには、いうまでもなく地方分権化が不可欠となる。

こうした時代状況のなかで、文部省も教育における地方分権化に関わる論議を進めざるをえなくなっている。その一環として第16期中央教育審議会「地方教育行政に関する小委員会」で審議を進め、9月22日には「今後の地方教育行政の在り方について」と題する最終答申を出した。しかしながら、多くの批判が投げかけられているように、教育行政の地方分権化や市民参加で創る教育にはほど遠い内容となっている。むしろ、「地域の自立を促進し、自然や文化を重視した誇りの持てる地域を創造する」こと、そのためには地方分権等の制度的な条件を整えることを提起している「21世紀の国土のグランドデザイン～地域の自立と美しい国土の創造」と題する国土庁の計画には注目できる施策が多く含まれている（ただし、これまでの国土政策を押し進めてきたことへの自己批判的な視点は極めて弱い）。

## (2) 地方分権化、市民参加とグローバル・スタンダード

私たちとしては自治基本法の制定を求める立場から、継続的に、教育・文化・スポーツに関わる行政の地方分権化推進の取り組みを進めなければならない。改めて、国レベルの権限を縮小し、大幅な権限委譲を都道府県、市町村に対して行う必要がある。ことに教育のナショナル・ミニマム論に立つて日本の教育を方向づけてきた文部行政は、各地域でのシビル・ミニマム論の観点から大幅な見直

しが必要となり、限定的な役割のみの遂行が求められるようにならなければならない。

いうまでもなく、分権化は行政機関同士の権限関係の委譲だけではではない。不必要的規制の撤廃、情報の公開、市民の自己決定領域や参加の拡大（このためにはパートナーシップ、パリア・フリー、ジェンダー・フリーの考え方があらゆる場面において必要となる）を自治体行政において実現するような努力を要するのである。教育委員会制度の見直し、総合的な施策の推進という観点に立った首長部局のあり方の再検討などが必須となる。教育・文化・スポーツに関わる行政や機関への市民の参加も多様に保障されなければならない。

ことに文部省の関与が大きかった学校教育への市民参加のあり方はその象徴ともいべきものであろう。そもそも少子・高齢社会の到来、市民ニーズの多様化、教育・子育ての困難さの増大等は、学校の多機能化や複合化を必然とするばかりでなく、学校の教育機能を教職員が主として担ってきたあり方の転換をも要請している。中央の統制を廃し、地域の人々の知恵と活動を生かした学校の役割が求められている（したがって、中教審が提言しようとしている校長権限の拡大としての学校自立性の拡大は大いに疑問である）。また、学校での子どもの教育は、地域づくり、まちづくりの主体を形成していくという観点から、教え込み・詰め込みから子どもの学習を支援する活動へと転換しなければならない。根本において、まちづくりの拠点としての学校のあり方が求められているのである。

ただし、21世紀の地域づくりとそれに即した教育・文化活動は、世界に開かれた視野の広さを内包したものでなければならないことは自明のことである。そのためにも、例えば「国際人権規約」「女性差別撤廃条約」「学習権宣言」「子どもの権利条約」「国連・人権教育の10年」「サラマンカ宣言」などのグローバル・スタンダードがそれぞれの地域での活動において具体的に生かされる必要がある。

地域のくらしとの結びつきがそれなりに深かった文化活動は、これまで以上に、地域的な特質を色濃くしていく。その時に、地域に居住する外国籍の人々への配慮、その人々との異文化交流も重視されなければならない。また「箱ものづくり」と批判されてきた文化行政の結果できあがった施設の合理的で、有効な利用方法を市民が主体となって考えていく時期に至っている。

生涯学習時代の学習ニーズは多様になっている。従来型の教養・趣味関係の学習ばかりでなく、日本の産業構造の転換に伴う職業能力開発型の学習も拡大する。それと関連して自治体における中等後の教育のあり方を、大学、専修学校での学習までを視野に含めて総体的に考えなければならない。地域スポーツの進展は、単に高齢化問題に関わるのではなく、自然や障害者を含む多様な人々との共生を身近な触れ合いから実現していくためにも不可欠である。この地域スポーツを振興するばかりか、むしろ阻む方向にある「国民体育大会」は廃止し、それに替わって「生涯スポーツ」の振興をはかる必要がある。

### (3) 意識形成と財政構造の転換

こうした地方分権化や市民参加を具体的なものにするには、市民の自治意識や地域意識が不可欠である。この点については、これまでになく、人々の意識は鋭く、大きくなりつつある。NPO、NGO、

学習サークル、ボランティア・グループの拡大、住民投票への関心、情報公開の請求、地域環境・リサイクルへの関心、子どもの「問題行動」への関わり、高齢者問題への取り組み、伝統芸能の継承、地域スポーツ、村おこし等々である。これらの動きを基盤にしてこそ、個性豊かな分権型社会を実現しよう。逆に、こうした分権型社会の形成を担う主体の意識形成に、教育・文化・スポーツは欠かせない。

最後に、これまでの財政構造を大きく転換し、自治体の行政サービスや市民の自治を支えるものにしなければならないということを指摘しておく。財政面での支えなくして、地方分権化は完成しない。

こうした観点を踏まえて、以下において、「まちづくりの拠点としての学校」、「くらしのなかの学習、文化、スポーツ」、「市民自治としての教育」の3点を基本原則として、改革にむけた具体的な問題提起を行いたい。